

第45号議案

中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

中間市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年中間市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）
- 第5章 雑則（第16条・第17条）

附則

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。
第16条を第17条とし、第15条の次に次の章名及び1条を加える。

第5章 雑則

（災害弔慰金等支給審査委員会の設置）

第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、災害弔慰金等支給審査委員会を置く。

- 2 災害弔慰金等支給審査委員会の委員（次項において「委員」という。）の定数は、7人以内とし、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、必要の都度、市長が任命する。
- 3 委員の任期は、前項の規定による任命の日から当該事項に係る調査審議の終了の日までとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、災害弔慰金等支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正）
- 2 中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

（58） 災害弔慰金等支給審査委員会の委員
第6条中「第57号」を「第58号」に改める。

別表第2に次のように加える。

災害弔慰金等支給審査委員会の委員		4,200円
------------------	--	--------

中間市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）</u></p> <p><u>第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第16条・第17条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>（償還等）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p><u>第5章 雑則</u></p> <p><u>（災害弔慰金等支給審査委員会の設置）</u></p> <p><u>第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、災害弔慰金等支給審査委員会を置く。</u></p> <p><u>2 災害弔慰金等支給審査委員会の委員（次項において「委員」という。）の定数は、7人以内とし、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、必要の都度、市長が任命する。</u></p>	<p>（償還等）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>

3 委員の任期は、前項の規定による任命の日から当該事項に係る調査審議の終了の日までとする。

4 前2項に定めるもののほか、災害弔慰金等支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

(規則への委任)

第17条 (略)

(規則への委任)

第16条 (略)